

日本看護科学会誌投稿規程

平成 30 年 2 月 18 日改正

1. 本会誌の主旨

本会誌は、我が国の看護学の発展に寄与する研究や学術的取組みを発信する学術誌である。人々の健康に寄与する優れた看護学研究を社会に公表することで、看護学の発展を牽引し、引いては看護の知識の交流により、人々の健康と福祉に貢献することを目的としている。

2. 投稿者の資格

投稿者は著者および共著者もすべて本会会員（賛助会員を除く）とする。但し、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。

3. 原稿の種別

原稿の種別は、論壇、総説、原著論文、短報、資料、その他であり、内容は下記のとおりである。

【論壇】

看護学に関わる問題や話題のうち、議論が交されつつあるものについて今後の方向性を指し示すような著述や提言。

【総説】

看護学に関わる特定のテーマについて多面的に内外の知見を集め、また文献等をレビューして、当該テーマについて総合的に学問的状况を概説し、考察したもの。

【原著論文】

看護学の知識の発展に貢献する研究論文であり、オリジナルなデータもしくは分析に基づいたもの。得られた知見と実践への示唆が論理的に述べられているもの。

【短報】

看護学研究として迅速に公表する意義のあるもの。例えばパイロットワークや小規模研究であるが、迅速に公表することで、他研究者や今後の看護学の発展に寄与する可能性があると判断したもの。

【資料】

看護学の発展において、臨床や教育現場に何らかの示唆をもたらす、資料的価値があるもの。例えば、実践報告・各種の活動紹介など。

【その他】

委員会報告、理事会・編集委員会からの依頼原稿など。

4. 研究倫理

- 1) 投稿論文の内容は、他の出版物（国の内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。重複投稿は禁止する。インターネット上で全文公開されている内容（機関リポジトリにおける学位論文の全文公開を含む）は、すでに発表されたものとみなす。
- 2) 投稿論文のもとになる研究は、「日本看護科学学会科学者の行動規範」に基づき適正に遂行されていなければならない。
- 3) 人および動物が対象である研究は、主となる研究者が所属する施設の倫理委員会の承認を得ていること。倫理委員会がない場合には、日本看護科学学会の研究倫理審査委員会の審査を受けていること。
- 4) 投稿論文の著者とは、投稿された論文に重要な知的貢献をした者である。重要な知的貢献をした者とは、研究の着想、デザイン、またはデータの入手、分析、解釈に重要な貢献をした者、あるいは、原稿の作成に関与し、論文の内容について責任を負うことができ、研究への十分な参加をしている者である。資金の獲得、データ収集、または研究グループへの部分的な助言のみを行った者は著者にあたらない。
- 5) 投稿論文の内容について公平かつ適正な判断のために、「日本看護科学学会における学術活動の利益相反に関する指針」および同細則に則り、「著者全員の利益相反状態を適正に開示する。

5. 投稿手続

- 1) 論文の投稿は電子投稿システム「Scholar One Manuscripts TM」で行う。
- 2) 電子投稿システムに沿って、必要事項を入力する。
- 3) 別に定める「原稿執筆要領」に沿って作成した原稿とともに、下記の書類を電子投稿システムにアップロードする。
 - (1) 利益相反（COI）申告書
 - (2) 論文チェックリスト

6. 原稿の受付および採否

- 1) 投稿原稿の受付日は、電子投稿システムに投稿された日とする。ただし本会投稿規程および原稿執筆要領に従っていないものは受け付けないことがある。
- 2) 原稿の採否は査読を経て編集委員会が決定する。なお、査読はダブル・ブラインド体制（著者には査読者名および担当編集委員名を知らせないとともに査読委員にも当該論文の著者を知らせない状態で査読を行う方式）で行う。
- 3) 編集委員会の判定により、原稿の修正および原稿の種類の変更を著者に求めることがある。
- 4) 論文受理後は、著者名（日本語・英語）、所属機関（日本語・英語）、連絡者情報、倫理委員会名称（承認番号）、謝辞、利益相反、著者資格等を明記した本文原稿と図表ファイル（MS-Word, MS-Excel 等）、ならびに自筆署名した著作権譲渡同意書の PDF ファイルを

電子投稿システムにアップロードする。

7. 著作権

著作権は本会に帰属し、本会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる。最終原稿提出時、編集委員会より提示される著作権譲渡同意書に著者全員が自筆署名し、論文とともに送付すること。

8. 著者校正

査読を経て、編集委員会で受理された投稿原稿については著者校正を1回行う。ただし、校正の際には、編集委員会からの加筆・修正依頼以外の著者による加筆・修正は原則として認めない。

9. 著者が負担すべき費用

- 1) 掲載料：原則として無料とする。
- 2) 別刷料：別刷は全て実費を著者負担とする。
- 3) その他：図表等、印刷上、特別な費用を必要とした場合は著者負担とする。

附則

この規程の改正は、平成9年1月1日から施行する。

この規程の改正は、平成12年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成17年11月18日から施行する。

この規程の改正は、平成22年2月11日から施行する。

この規程の改正は、平成22年4月5日から施行する。

この規程の改正は、平成23年10月23日から施行する。

この規程の改正は、平成25年2月17日から施行する。

この規程の改正は、平成26年7月1日から施行する。

この規程の改正は、平成28年1月1日から施行する。

この規程の改正は、平成28年2月21日から施行する。

この規則の改正は、平成28年10月23日から施行する。

この規程の改正は、平成29年12月15日から施行する。

この規程の改正は、平成30年2月18日から施行する。